

令和5年1月12日

保護者 殿

宮崎県立日向高等学校  
校 長 吉 玉 拓

### 学校において予防すべき感染症（インフルエンザ）の取り扱いについて

新春の候 皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、インフルエンザは重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により、出席停止期間が決められております。インフルエンザと診断をうけた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。インフルエンザにより休んだ期間は欠席扱いになりません。

また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が「インフルエンザにおける療養報告書」を御記入の上、薬の説明書かお薬手帳（インフルエンザ治療薬イナビル、リレンザ等が記載されている書類）のコピーを担任または保健室に提出してください。

### インフルエンザの出席停止期間

「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」

発症 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目	発症後 8 日目
発熱 出席停止	解熱	平熱	平熱	平熱	平熱			
発熱 出席停止	発熱	発熱	(解熱)	平熱	平熱			
発熱 出席停止	発熱	(解熱)	平熱	発熱	(解熱)	平熱	平熱	
発熱 出席停止	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	平熱	平熱	

・発症した日は、病院を受診した日ではなく症状が出始めた日で、その日を0日と数えます。5日経過し6日目から登校可です。

・解熱した日を0日と数えます。2日経過し、3日目から登校可です。